

令和6年度

最上川下流左岸農業水利事業

旧西野排水機場撤去工実施設計業務

特 別 仕 様 書

東北農政局 最上川下流左岸農業水利事業所

第1章 総 則

(適用範囲)

第1-1条 最上川下流左岸農業水利事業旧西野排水機場撤去工実施設計業務の施行に当たっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

(目 的)

第1-2条 本業務は、最上川下流左岸農業水利事業において実施する旧西野排水機場の撤去工事に必要な実施設計を行うものである。

(場 所)

第1-3条 本業務の対象施設は、山形県東田川郡庄内町西野字土手脇地内で、別添-1「位置図」に示すとおりである。

(土地の立入り等)

第1-4条 作業実施のための土地の立入り等は、共通仕様書第1-16条によるが、発注者の許可無く土地の踏み荒らし、立木伐採等行った場合に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。

(低入札価格契約における第三者照査)

第1-5条

1. 予算決算及び会計令（以下、「予決令」という。）第85条の基準に基づく価格（以下、「調査基準価格」という。）を下回る価格で契約した場合においては、受注者は「業務請負契約書 第11条照査技術者」及び「共通仕様書第1-7条照査技術者及び照査の実施」については、受注者が自ら行う照査とは別に、受注者の責任において共通仕様書等を基本とする第三者の照査（以下、「第三者照査」という。）を実施しなければならない。
2. 第三者照査の企業に要求される資格
 - (1) 予決令第98条において準用する予決令第70条及び第71条の規定に該当していないこと。
 - (2) 東北農政局において、令和5・6年度（当該業種区分）の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。
 - (3) 東北農政局長から、建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
 - (4) 共通仕様書第1-30条守秘義務を遵守できるものであること。
 - (5) 中立的、公平な立場で照査が可能な者であること。なお、第三者照査を実施するものは受注者との関係において、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。
 - ① 資本関係
 - (ア) 親会社と子会社の関係にある

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある

② 人的関係

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている

3. 第三者照査を行う照査技術者に要求される資格

第三者照査を行う照査技術者は、受注者が配置する照査技術者と同等の能力と経験を有する以下の者であること。

- 照査技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者
- 照査技術者と同等の技術者資格を有する者

4. 照査技術者の通知

受注者は、自ら行う照査の他に、第三者照査を行う照査技術者を定め発注者に通知するものとする。

5. 照査計画

受注者は、第三者の照査方法については、自ら行う照査とあわせて業務計画書に照査計画として、具体的な照査時期、照査事項等を定めなければならない。また、照査結果及び照査状況については、その都度監督職員に報告しなければならない。

6. 報告書原稿作成段階時打合せへの立会い

特別仕様書第4-1条打合せに示す打合せのうち、報告書原稿作成段階での打合せ時には、第三者照査を行う照査技術者も立ち会うものとする。

7. 第三者照査の照査技術者の AGRIS 登録

共通仕様書第1-12条の農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス(AGRIS)の登録に当たっては、第三者照査を行った照査技術者の実績登録は認めない。

8. 契約不適合責任

引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであるときは、業務請負契約書第41条のとおり、受注者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができるものであり、第三者照査を実施したものが責任を負うものではない。

(履行確実性評価の達成状況の確認)

第1-6条 本業務の受注に当たり、調査基準価格を下回る金額で受注した場合には、履行確実性評価の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。

その上で、提出された資料をもとに以下の内容について履行確実性評価の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。なお、業務完了検査時まで提出されない場合には以降の提出を受け付けず、業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

1. 審査項目 a～c において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合
2. 審査項目 d において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合
3. その他、業務計画書等示された、実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく異なる等、業務実施体制に関する問題が生じた場合

4. 業務成果物のミス、不備等

(一般事項)

第1－7条 業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。

1. 作業実施の順序、方法等は監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。
2. 作業に従事する技術者は、対象業務に十分な知識と経験を有したものとする。
3. 受注者は常に業務内容を把握し、監督職員が資料の提出を求めたときは、速やかにこれに応じるものとする。

(管理技術者)

第1－8条 管理技術者は、共通仕様書第1－6条第3項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択項目は次のとおりである。

資 格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学
	農業	農業土木、農業農村工学
博士	農学	
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	

(照査技術者)

第1－9条

1. 照査技術者は、共通仕様書第1-7条第2項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択項目は次のとおりである。

資 格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学
	農業	農業土木、農業農村工学
博士	農学	
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	

2. 本業務における照査は、「設計業務の照査の手引書（案）」（以下「照査手引書」という。）に基づき実施するものとする。

また、「照査手引書」に基づく照査により作成した資料は、共通仕様書第1－7条第5項に規定する報告書に含めて提出するものとする。

3. 当該業務の中で照査技術者は、管理技術者を兼務することはできない。

(担当技術者)

第1－10条 担当技術者は、共通仕様書第1－8条によるものとする。

(配置技術者の確認)

第 1-11 条 共通仕様書第 1-11 条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第 1-12 条に基づく技術者情報の登録に当たっては、次によるものとする。

1. 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。
2. 農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とし、事前に監督職員の承認を得るものとする。

(保険加入)

第 1-12 条 受注者は、共通仕様書第 1-37 条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員から請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

第 2 章 作業条件

(適用する図書)

第 2-1 条 設計の基本事項に関しては、次の技術基準等を優先して適用するものとする。
なお、他の図書を適用する場合は、監督職員の承諾を受けるものとする。

番号	名 称	発 行 所	制定(改訂) 年月
1	土地改良事業計画設計基準及び運用・解説 設計「ポンプ場」	(公社)農業農村工学会	平成 30 年 5 月
2	土地改良事業計画設計基準及び運用・解説 設計「水路工」	(公社)農業農村工学会	平成 26 年 3 月

(設計条件)

第 2-2 条 設計作業における設計条件は、次のとおり。

1. 西野排水機場

詳細は、別図-1「現況施設図」による。

(1) 撤去範囲

機场上屋、ポンプ・除塵設備、吸水槽、貯油槽、導水路、横断橋

(2) 現況施設諸元

- ① 計画排水量：4.45m³/s
- ② ポンプ口径×台数：φ1000×2台
- ③ ポンプ形式：横軸軸流ポンプ
- ④ 吸 水 槽：6.6m×3.5m×4.7m×2連、鉄筋コンクリート構造、建屋基礎併用、
鉄筋コンクリート杭基礎、自動除塵機 2 台
- ⑤ 吐出水槽：11.4m×6.4m×8.1m、鉄筋コンクリート構造、鉄筋コンクリート杭
(既設利用) 基礎、制水ゲート 2 門
- ⑥ 機场上屋：鉄筋コンクリート構造（一部二階）、延面積217.42.16m²

(参考図書)

第２－３条 設計作業の参考とする図書は、共通仕様書第 2-1 条によるほか次表によるものとする。

番号	名 称	発 行 所	制定（改訂） 年月
1	土木工事仮設計画ガイドブック	(社団法人) 全日本 建設技術協会	平成 23 年 3 月
2	道路土工「仮設構造物工指針」	(公社) 日本道路協会	平成 11 年 4 月
3	道路構造令の解説と運用	(公社) 日本道路協会	平成 27 年 6 月

(貸与資料)

第２－４条 貸与資料は、次のとおりである。

番号	件 名	数 量
1	平成 26 年度 国営土地改良事業地区調査 最上川下流左岸地区大和排水機場他概略設計その他業務 報告書	1 式
2	平成 26 年度 国営土地改良事業地区調査 最上川下流左岸地区毒蛇排水機場他地質調査業務 報告書	1 式
3	平成 27 年度 国営土地改良事業地区調査 最上川下流左岸地区中央排水機場他地質調査業務 報告書	1 式
4	平成 29 年度 最上川下流左岸農業水利事業 毒蛇排水機場他地質調査業務 報告書	1 式
5	平成 30 年度 最上川下流左岸農業水利事業 西野排水機場実施設計業務 報告書	1 式
6	平成 30 年度 最上川下流左岸農業水利事業 中央排水機場他撤去設計業務 報告書	1 式
7	令和元年度 最上川下流左岸農業水利事業 西野排水路他実施設計業務_ 報告書	1 式
8	令和元年度 最上川下流左岸農業水利事業 大和排水機場他機械設備実施設計業務 報告書	1 式
9	令和 2 年度 最上川下流左岸農業水利事業 西野排水機場他管理用道路測量設計業務 報告書	1 式
10	令和 2 年度 最上川下流左岸農業水利事業 毒蛇排水機場他場内整備設計業務 報告書 報告書	1 式
11	令和 2 年度 最上川下流左岸農業水利事業 中央排水機場撤去協議資料作成その他業務 報告書	1 式
12	令和 4 年度 最上川下流左岸農業水利事業 西野排水機場他浸水対策検討業務 報告書	1 式
13	県営かんがい排水事業「最上川排水地区」事業誌	1 式
14	西野排水機場 現況施設工事図面	1 式

15	令和5～7年度 最上川下流左岸農業水利事業 西野排水機場建設工事（実施中） 工事図面	1 式
----	---	-----

（参考図書及び貸与資料の取扱い）

第2－5条 第2-3条、第2-4条に示す参考図書及び貸与資料の取扱いは次のとおりとする。

1. 参考図書及び貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
2. 参考図書は、設計作業時点の最新版を用い設計作業中に改訂された場合は、監督職員と協議するものとする。
3. 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。

第3章 設計作業内容

（作業項目及び数量）

第3－1条 本業務における作業項目及び数量は次の作業項目表のとおりである。

なお、詳細は別添－2「設計作業項目内訳表」に○印で示すとおりである。

作業項目	数量	備考
1. 旧西野排水機場撤去工実施設計	1 式	

（作業の留意点）

第3－2条

1. 設計作業の実施に際し、特に留意する点は、次のとおりとする。
 - （1）設計に当たっては、造成される施設が必要な機能及び安全で所要の耐久性を有するとともに維持管理、施工管理及び経済性について考慮しなければならない。
 - （2）電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。
 - （3）第2－3条、第2－4条及び共通仕様書に示す参考図書、貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。
 - （4）施工上特に注意する点を特記する必要がある場合は、設計図面に記入するものとする。
 - （5）数量計算に当たっては、「工事工種の体系化」に基づき作成するものとする。
- なお、「工事工種の体系化」に該当しない工種や用語については、監督職員と協議するものとする。

「工事工種の体系化」は

https://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/kouzi_kousyu/を参照

- （6）土工計画及び土工計算は令和5～7年度 西野排水機場建設工事（実施中）における建設発生土も検討のうえ作成するものとする。なお、詳細については、監督職員と協議のうえ決定する。
- （7）本業務は、関係機関と協議を行いながら実施することで考えている。関係機関との協議により、新たな作業項目ならびに業務期間中での見直しが生じる場合は、監督職員より見直し内容を協議する。

(業務の成果品質確保対策)

第3-3条 契約後業務着手時並びに最終打合せ時において、受発注者間の設計方針、条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、管理技術者等の受注者代表は、次の事項並びに「業務の成果品質確保対策」(農水省 WEB サイト)を十分に理解のうえ、対応するものとする。

1. 業務確認会議

業務着手時に、管理技術者・担当技術者並びに事業所長、次長、主任監督員(主催)、監督員、工事担当者が、設計方針、条件等の確認を一堂に会して実施することにより、業務の円滑な推進と成果物の品質確保を図るものとする。

(1) 業務確認会議とは、発注者及び受注者が集まり、次の事項について確認を行う会議を開催するものである。なお、確認事項については変更する場合がある。

①設計条件・前提条件

②業務計画の妥当性

③スケジュール

④設計内容変更

⑤その他：事業連携、資材選定チェック、コスト縮減、環境対策等の促進等

(2) 会議の開催については、監督員が指示するものとする。なお、開催時期の変更、開催回数の追加が必要な場合は、監督員と協議するものとし、規定の打合せ以外に開催する場合の費用については、必要に応じて設計変更で計上する。

2. 合同現地踏査

管理技術者・担当技術者並びに事業所長、次長、主任監督員(主催)、監督員、工事担当者が、必要に応じて合同で現地踏査を行うことにより、設計条件や施工の留意点、関連事業の情報、設計方針の明確化等、情報共有を図る。

3. 照査の確実な実施

業務の最終打合せ時において、成果物のうち照査報告書については、照査を実施した照査技術者自身による報告を原則とする。

また、最終打合せ時以外であっても、必要に応じて、照査技術者自身からの照査報告を実施できるものとする。

4. 当該業務成果による工事発注の際に、別途工事の受発注者が当該工事に対する「工事の施工効率向上対策」(農水省 WEB サイト)による工事円滑化会議及び設計変更確認会議を開催することとしており、同会議に出席要請があった場合には応じるものとする。なお、出席に必要な経費については、別途契約により対応することとする。

5. 業務確認会議において確認した事項については、打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。

第4章 打合せ

(打合せ)

第4-1条 共通仕様書第1-10条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。

- 初 回 設計作業着手の段階
- 第2回 中間打合せ（設計計画作成段階）
- 第3回 中間打合せ（実施設計段階）
- 最終回 報告書原稿作成段階

なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。

ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立ち会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。

その際、管理技術者は、共通仕様書第1－11条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。

第5章 成果物

（成果物）

第5－1条 成果物を共通仕様書第1－17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

1. 成果物の電子媒体（CD-R 若しくは DVD-R）正副2部

このほか、この成果物に含まれる個人情報等の不開示情報について、その該当箇所を黒塗り等にする措置を行い、電子媒体（CD-R 若しくは DVD-R）により別途1部提出するものとする。

2. 成果物の出力 1部（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可）

なお、前記で黒塗り等の措置を行った成果物の出力は不要とする。

（成果物の提出先）

第5－2条 成果物の提出先は、次のとおりとする。

山形県東田川郡庄内町余目字上梵天塚 15

東北農政局最上川下流左岸農業水利事業所

第6章 契約変更

（契約変更）

第6－1条 業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

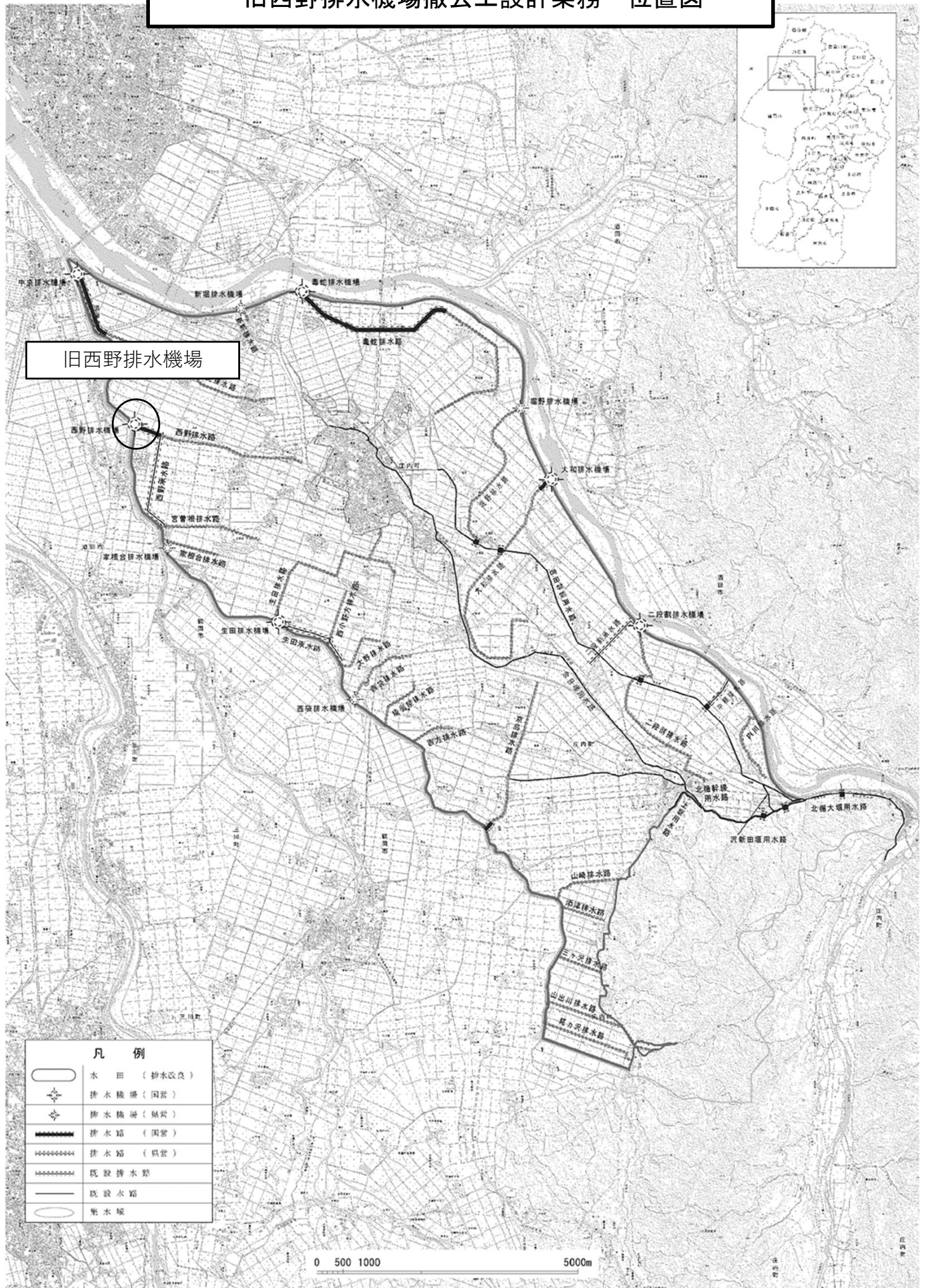
1. 第2－2条に示す「設計条件」に変更が生じた場合。
2. 第3－1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合。
3. 第4－1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。
4. 第5－1条に示す「成果物」に変更が生じた場合。
5. 履行期間の変更が生じた場合。
6. 関係機関等対外的協議等により業務計画等に変更が生じた場合。
7. PCB、アスベスト調査等を監督職員が指示した場合

- 8. 積算参考資料作成を監督職員が指示した場合
- 9. その他

第7章 定めなき事項

(定めなき事項)

第7－1条 この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。



別添－２ 設計作業項目内訳表

○ 旧西野排水機場撤去工実施設計

作業項目	作業内容	作業実施
1 準備作業		
1-1 現地調査	機場地点及びその周辺の地形、現況諸施設について、実施設計に必要な調査を行う。	○
1-2 資料の検討	実施設計のための資料収集及び貸与資料を整理、把握し、作業計画を樹立する。	○
2 設計計画	基本条件を整理し、実測図により撤去及び復旧方法の詳細を決定する。	○
3 全体仮設計画	・撤去計画の基本方針を立て、機場等撤去に必要な仮土留め工、工事用道路等、工事実施に必要な仮設計画の実施設計を行い、全体仮設計画を作成する。	○
4 付帯構造物設計	・フェンス(門扉含む)等の場内整備に必要な付帯構造物について、比較検討を行い規模、タイプ等を決定する。	○
5 図面作成	・工事実施に必要な平面図、縦断図、横断図、附帯施設図、構造図、機場撤去図、復旧計画図、仮設計画図等を作成する。 ・土工横断図を作成し、切盛土量、用地幅等の詳細を記入する。	○
6 数量計算	・工事に必要な撤去材、仮設工材料等の数量を詳細に計算する。 ・既存資料からポンプ設備、除塵設備、自然排水路ゲート設備の鋼材重量を算出する。	○
7 施工計画	・仮設計画、工程計画、施工方法等を作成する。 ・建屋撤去については、各部材の産廃処理場を比較検討する。	○
8 概算工事費積算	工事の各工種の単価表を作成するとともに、工事費を算定する(撤去、施設機械毎)。	○
9 点検とりまとめ	各作業項目の成果物の点検、取りまとめ及び報告書の作成を行う。	○
10 照査	照査計画に基づき、業務の節目毎に照査を実施し、照査報告書の作成を行う。	○